後期高齢者医療制度の「保険料額決定通知書」をお送りします

～7月中旬にお届けします～

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をご負担いただいています。その保険料額をお知らせする「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお送りします。

この保険料額は、平成21年中の所得に応じて計算しています。（左表をご参照ください）

保険料の計算方法

①所得割額

（平成21年中の総所得金額等※ － 330,000円）× 8.23%

＋

②均等割額

43,924円

＝

①＋②

平成22年度保険料額（最高限度額50万円）

※ 総所得金額等とは、収入額から控除額を差し引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含みません。

保険料のお支払い方法

①年金からお支払いいただく方（特別徴収）

特に手続きは必要ありません。

※特別徴収の方でも、口座振替によるお支払いに変更することができます。くわしくは保険・医療課にご相談ください。

②口座振替や納付書でお支払いいただく方（普通徴収）

7月から3月まで毎月納付いただきます。

※普通徴収は、年金の受給額が年額18万円未満の方および後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が老齢基礎年金等受給額の1／2を超える方のみが対象となります。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成21年中の所得に応じて、平成22年度の保険料が軽減されることがあります。

①均等割額の軽減

平成21年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が下表の額以下の方

②所得割額の軽減

総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いた額が、58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の保険料の軽減措置について

制度に加入する直前に被用者保険（全国健康保険協会（旧・政府管掌健康保険）、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額も9割軽減されます。

この他、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。くわしくは保険・医療課にご相談ください。

問い合わせ

市民安全部保険・医療課（滝野庁舎）

☎48・3004

■均等割額の軽減

均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等(被保険者・世帯主)の基準	軽減割合（軽減後の均等割額）
被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割軽減（4,392円）
基礎控除額（33万円）以下	8.5割軽減（6,588円）※
「基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者の数」で算出した額以下（被保険者である世帯主を除く）	5割軽減（21,962円）
「基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者の数」で算出した額以下	2割軽減（35,139円）

※本来は7割軽減ですが、経過措置により平成22年度は8.5割の軽減となります。